

北上地区消防組合管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月29日

北上地区消防組合
管理者 北上市長 **管理者署名**

北上地区消防組合規則第10号

北上地区消防組合管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

(別紙のとおり)

北上地区消防組合管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

北上地区消防組合管理職員特別勤務手当に関する規則（平成3年北上地区消防組合規則第11号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後				
(管理職員特別勤務手当の額等)		(管理職員特別勤務手当の額等)				
第2条 給与条例第21条の2第3項第1号及び第2号の規則で定める額は、 <u>同条の適用を受ける職員が4時間以上勤務した場合において、次の表の左欄に掲げる職にある職員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。</u>		第2条 給与条例第21条の2第3項第1号及び第2号の規則で定める額は、次の表の左欄に掲げる職にある職員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。				
職	額		職	額		
	週休日等に勤務した場合（勤務に従事した時間が4時間以上6時間以下の場合）	週休日等以外の日の午前0時から午前5時までに勤務した場合（ <u>正規の勤務時間以外の勤務に限る。</u> ）		週休日等に勤務した場合（勤務に従事した時間が4時間以上6時間以下の場合）	週休日等以外の日の午前0時から午前5時までに勤務した場合（ <u>勤務に従事した時間が2時間以上の場合</u> ）	
			<u>定年前再任用短時間勤務職員（北上地区</u>	<u>定年前再任用短時間勤務職員の場合</u>	<u>定年前再任用短時間勤務職員以外</u>	<u>定年前再任用短時間勤務職員の場合</u>

事務局	事務局長	8,000円	4,000円
	事務局次長	6,000円	3,000円

		消防職員 の定 年等に 関する 条例（ 昭和59 年北上 地区消 防組合 条例第 1号） 第12条 の規定 に基づ き採用 された 職員を いう。 以下同 じ。） 以外の 職員 の 場合	の場合		
事務局	事務局長	8,000円	7,000円	4,000円	3,500円
	事務局次長	6,000円	5,000円	3,000円	2,500円

	主幹	<u>4,000円</u>	<u>2,000円</u>
消防本部	消防長	<u>8,000円</u>	<u>4,000円</u>
	消防次長	<u>6,000円</u>	<u>3,000円</u>
	課長	<u>6,000円</u>	<u>3,000円</u>
	主幹	<u>4,000円</u>	<u>2,000円</u>
消防署	消防署長	<u>6,000円</u>	<u>3,000円</u>
	副署長（消防司令長の階級にある者に限る）	<u>4,000円</u>	<u>2,000円</u>

附 則

この規則は、平成4年1月1日から施行する。

	主幹	<u>4,000円</u>	<u>3,000円</u>	<u>2,000円</u>	<u>1,500円</u>
消防本部	消防長	<u>8,000円</u>	<u>7,000円</u>	<u>4,000円</u>	<u>3,500円</u>
	消防次長	<u>6,000円</u>	<u>5,000円</u>	<u>3,000円</u>	<u>2,500円</u>
	課長	<u>6,000円</u>	<u>5,000円</u>	<u>3,000円</u>	<u>2,500円</u>
	主幹	<u>4,000円</u>	<u>3,000円</u>	<u>2,000円</u>	<u>1,500円</u>
消防署	消防署長	<u>6,000円</u>	<u>5,000円</u>	<u>3,000円</u>	<u>2,500円</u>
	副署長（消防司令長の階級にある者に限る）	<u>4,000円</u>	<u>3,000円</u>	<u>2,000円</u>	<u>1,500円</u>

附 則

（施行期日）

1 この規則は平成4年1月1日から施行する。

（給与条例附則第14項の規定の適用を受ける職員の管理職員特別勤務手当の額）

2 給与条例附則第14項の規定の適用を受ける職員に対する第2条の規定の適用については、当分の間、同条中「右欄に定める額」とあるのは、「右欄に定める額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

（施行期日）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。